

〔別表1〕 グループホーム梵天 利用料金表

(平成24年4月1日現在)

(1) 訓練等給付(共同生活援助)又は介護給付(共同生活介護)の利用者負担額

- ① (市町村長が定めた日額) × (一月の利用日数)
* 利用者の収入・資産に応じ個別減免があります。市町村にお問い合わせ下さい。
- ② 入院・外泊期間中の利用者負担額は、厚生労働省令の定めるところとします。

(2) 有料サービス料金

項 目		利 用 料 金
①	家 賃	月額 一人25,000円
②	食 費	食材料(朝・夕のみ)
		特別な食事・外食
③	日用品	共用するもの
		個人のもの
④	光熱水費 燃料費	上下水道料金 ガス料金 電気料金 灯油料金
⑤	預かり金等管理サービス	日額100円、月額3,000円
⑥	代行サービス	ア. 嗜好品・娯楽品の買物
		イ. 個人の支払い
		ウ. 医療機関への受診手続き、薬の受取、支払い、入院手続き
		エ. 行政事務手続き等の書類作成
		オ. 窓口手続き
		カ. 手数料、送料等
⑦	健康診断、予防接種等	実費
⑧	余暇活動 (外出・外泊費、材料、会費等)	実費
⑨	付き添い サービス	ア. 嗜好品・娯楽品の買物、外食
		イ. 地域行事、娯楽等
		ウ. 医療機関等の受診通院、入院手続き、薬の受取
	外 出	

月額 一人21,000円 (日額700円)

実費

実費を入居者数で除した金額。

実費

実費を入居者数で除した金額。

日額100円、月額3,000円

1時間につき、500円。
鹿嶋市内に限る。

鹿嶋市、神栖市以外は行わない。
尚、平成20年4月から当分の間、代行料は徴収しない。

⑩の証明書等の発行の額に準じる。
但し、自立支援給付に関係のない、本来利用者個人が行うものに限る。

1時間につき、500円。鹿嶋市内に限る。

実費

実費

実費

1時間につき、500円。鹿嶋市内に限る。

鹿嶋市内は、1時間につき、500円。
それ以外の地域は、1時間につき、1,000円。
(※ 支援施設が企画した大行事の参加は除く。)

鹿嶋市内は、1時間につき、500円。
神栖市は、1時間につき、1,000円。
それ以外の地区は行わない。

	エ. 行政事務手続き	1時間につき、500円。鹿嶋市内に限る。			
外泊	オ. 行事、行楽	1時間につき、1,000円。1日10時間を上限とし、国内のみ、2泊3日の期間内に限る。 (※ 支援施設が企画した大行事の参加は除く。)			
	カ. 付添人の交通費・入場料・宿泊費等の費用	実費	実費を参加(又は搭乗)者数で除した金額が個人負担額。		
	キ. ガソリン代	実費			
	ク. その他	有料道路通行料金・駐車料金は実費。			
	⑩ 証明書等の発行	入居に関する証明書	一件につき	100円	
	収入申告書	年金管理の依頼者対象		200円	
	年金関係定期報告書			1,000円	
	その他	100円			
⑪ 複写物の交付	コピー機1カウント20円。 (支援施設で複写することを条件とする。)				
⑫ その他	任意(傷害・入院等)保険	実費 (障害者の「いばらき互助会保険」等)			
	NHK受信料金	実費	請求額を入居者数で除した金額が個人負担額。		
	電話の基本料金・通話料金	実費			
	地区会費等	実費			
	契約終了後、居室を明け渡さない場合の利用料金	○以下の算式により算定した額。 (契約時における支援費日額+利用者負担日額) × (当該月の利用日数) + (当該月の有料料金) ○家賃は、日額500円とする。			
	契約終了後の残置物の引き取りを行わない場合の運送料	実費 (着払い)			
	入院・外泊中の有料料金	実際に当月に受けた有料料金の合計額。			
	中途入居又は中途退居した場合の有料料金	○実際に、当月に受けた有料料金の合計額。 ○家賃は、入居日数が15日に満たない場合は、日額400円。15日以上は、月額とする。 但し、入居日・退居日を含む。			
	クリーニング	利用者個人で行って下さい。			
	貴重品の管理	預かり金等管理サービス料金に準ずる。			
理・美容	利用者個人で行って下さい。				

※ その他、日常生活上必要となるものの内、利用者負担が適当であると認められるものについては、その費用の支払いを受けるものとする。

※ 日本経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合には、有料料金を相当な額に変更できるものとする。この場合、変更を行う2ヶ月前までに利用者説明を行うものとする。